

# 米原市小規模事業者等物価高騰対策支援金

市内小規模事業者の物価高騰等による影響を緩和するため、大きく影響が生じた令和6年と影響前である令和5年の売上比較によって減少が生じている事業者に支援金を交付しています。

## 1 対象者の主な要件

次の全てを満たす事業者が対象となります。

- (1) 市内に事務所または事業所を有すること。
- (2) 本店、支店、工場等の全従業員(雇用保険被保険者)の合計人数が50人以下であること。
- (3) 令和5年中において3か月以上の業歴を有していること。
- (4) 物価高騰等の影響を受けたことで、売上総利益額の減少率が5%以上であること。
- (5) 市税等を滞納していないこと(徴収猶予対象市税等を除く)。 など

【対象外業種】農業者、性風俗関連特殊営業およびその営業に係る接客業務受託営業を行う者、政治団体、宗教団体

また、同様の目的で創設された障害福祉サービス事業所運営支援金、介護サービス事業所運営支援金、土地改良区等緊急支援金、畜産事業者緊急支援金、水産事業者緊急支援金、私立保育所等運営支援金の交付を受けている、または交付を受ける予定の場合は対象外になります。

## 2 売上総利益額の減少率の算定方法

売上総利益額の減少率 =  $\{(B - A) / B\} \times 100$

A : 令和6年中における物価高騰等の影響を最も受けた任意の連続する3か月の売上総利益額

B : 次のいずれかの額とする。

- ア 令和6年1月1日時点で、業歴が1年以上の場合  
令和5年中におけるAと同時期の売上総利益額
- イ 令和6年1月1日時点で、業歴が1年未満の場合  
令和5年中の任意の3か月の売上総利益額

## 3 交付額

令和6年の年間売上高(消費税および地方消費税を除く。)に応じた交付額

| 令和6年の年間売上高    | 交付額  |                                |
|---------------|------|--------------------------------|
| 1,000万円未満の事業者 | 5万円  | ※1事業所等につき1回限り<br>※申請はR7.8.29まで |
| 1,000万円以上の事業者 | 10万円 | ※予算がなくなり次第終了                   |

## 4 提出書類

- ①米原市物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書
- ②令和6年中における物価高騰等の影響を最も受けた任意の連続する3か月の売上高および売上原価が分かる書類(確定申告書等の写し、損益計算書の写し、収支内訳書の写し、帳簿等の写しなど)
- ③令和5年中の前号と同期間の売上高および売上原価が分かる書類(同上参照)
- ④事業所等の所在地が分かる書類。ただし、前各号での書類で事務所等の所在地が確認できる場合は省略可
- ⑤申請者名義の振込先口座の通帳の写し

### 【お問合せ先、書類提出先】

米原市まち整備部シティセールス課(本庁舎:米原市米原1016番地)

TEL: 0749-53-5146

E-mail: syoko@city.maibara.lg.jp